

商品概要説明書

営農貯金

(2022年11月29日現在)

1. 商品名 (愛称)	○普通貯金(営農)
2. 販売対象	○個人・法人・任意団体
3. 期間	○期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○随時預け入れできます。 ○1円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○随時払戻しができます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	○毎日の約定利率を適用します。 ○毎年 8月と 2月の当JA所定の日に支払います。 ○毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として 1年を365日とする日割計算をします。 ○個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税、 法人・任意団体のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
7. 手数料	○キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金融 機関の所定の手数料がかかることがあります。 ○2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合 には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
8. 付加できる 特約事項	○個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。 ○キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。 ○キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ○給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。また、 自動送金・自動集金のお取扱いもできます。 ○個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクア プリーにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等 をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
9. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無 利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの) を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護され ます。

<p>10. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または苦情等受付窓口（電話：055-957-8028）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>11. その他参考と なる事項</p>	<p>○通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月6日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAふじ伊豆